

令和4年度第3回小樽市国民健康保険運営協議会

日時：令和5年2月13日（月） 午後1時

場所：小樽市役所 消防講堂

1 開 会

2 会長挨拶

5 議 題

(1) 令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算について（資料①）

(2) 令和5年度 国民健康保険事業特別会計予算について（資料②）

(3) その他（資料③）

6 閉 会

## 国民健康保険事業特別会計

## 令和4年度5定補正予算案の概要

福祉保険部保険年金課

## 1 令和4年度5定補正予算案

補正総額は2,958万1,000円となる。

## 《主な補正理由》

## (1) 歳出

(単位：千円)

区分	補正額
① 諸支出金（超過交付額返還金）	368
② 基金積立金	29,213
計	<b>29,581</b>

## 【歳出】

- ① 諸支出金（超過交付額返還金）
- ・令和2年度の新型コロナ減免に対し、下記のとおり補助金が交付された。  
減免額の6割：災害等臨時特例補助金（過大交付分はR3に返還済）  
減免額の4割：特別調整交付金（過大交付分は令和4年度に返還手続き）  
→4割分の特別調整交付金の返還手続き（令和4年度に行うもの）に際し、対象者の中に遡及して国保資格喪失している者がいたため、減免実績額が減となったことに伴い超過交付返還額が増となったもの。
- ② 基金積立金の増額
- ・歳入増に伴う国保特会収支剰余分を基金へ積み立てるもの。

## (2) 歳入

(単位：千円)

区分	補正額
① 国民健康保険料（一般）	▲ 10,818
② 道支出金	10,300
③ 一般会計繰入金	30,099
計	<b>29,581</b>

## 【歳入】

- ① 国民健康保険保険料
- ・新型コロナに係る保険料減免で、1,030万円を減額
  - ・保険料軽減相当額（生保・所得激減等）で、51万8,000円を減額
- ② 道支出金
- ・特別交付金（新型コロナ減免分：10割）で、1,030万円を増額
- ③ 一般会計繰入金
- ・決算見込額により3,009万9,000円を増額（うち一般財源328万7,000円）

## 〔参考：一般会計繰出金（一般会計→国保特会）〕

単位：千円

	当初	決見（5定）	増減
総額	1,120,090	1,150,189	+30,099
うち国補助金	117,117	119,068	+1,951
うち道補助金	413,608	438,469	+24,861
うち一般財源	589,365	592,652	+3,287

令和4年度 国保特別会計予算内訳（給付費＋事務費）

令和5年1月20日現在

(単位：千円)

区分	款	R4 5定補正 予算 A	R4 3定補正 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳出	1 総務費	382,690	382,690	0	0.00	
	2 保険給付費	10,566,545	10,566,545	0	0.00	
	3 国保事業費納付金	2,723,325	2,723,325	0	0.00	
	4 共同事業拠出金	5	5	0	0.00	
	5 基金積立金	184,409	184,409	0	0.00	
	6 諸支出金	38,313	37,945	368	0.97	超過交付額返還分 (+368)
	7 予備費	1,000	1,000	0	0.00	
	計	13,896,287	13,895,919	368	0.00	

(単位：千円)

区分	款	R4 5定補正 予算 A	R4 3定補正 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳入	1 国民健康保険料	1,664,739	1,675,557	▲ 10,818	▲ 0.65	保険料減免分 ( ▲518) コロナ減免分 (▲10,300)
	2 道支出金	10,774,033	10,763,733	10,300	0.10	特別調整交付金 (新型コロナ減免分：10割) (+10,300)
	3 財産収入	164	164	0	0.00	
	4 繰入金	1,293,587	1,263,488	30,099	2.38	保険基盤 (+31,848) 保険者支援 (+3,816) 未就学児均等割軽減 (+87) 財政安定化 (▲6,170) 保険料減免 (+518)
	5 繰越金	187,977	187,977	0	0.00	
	6 諸収入	5,000	5,000	0	0.00	
	計	13,925,500	13,895,919	29,581	0.21	

歳入－歳出	29,213
-------	--------

↑  
基金積立額

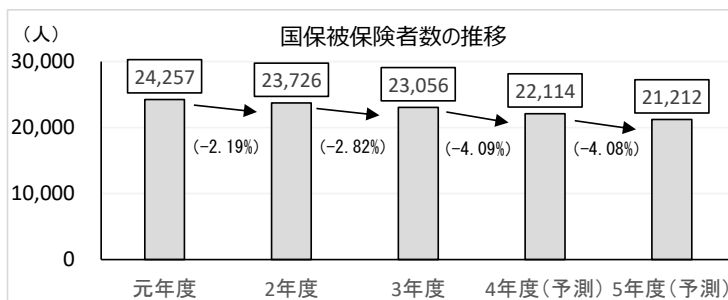
# 令和5年度当初予算案の概要

資料②

令和5年度予算案は、歳出・歳入それぞれ132億5,701万1,000円で、4年度と比較し4億5,087万円5,000円の減となる。

**【参考】**

- ・被保険者数（年度平均） 21,212人
- ※団塊の世代が75歳に到達していることから、減傾向が続くことが想定される。（令和7年度頃まで同傾向）



## (1) 歳出

(単位：千円)

### 《主な増減理由》

**【歳出】**

科目	R5当初予算(A)	R4当初予算(B)	前年度比較(A) - (B)	
① 総務費	370,604	382,690	▲ 12,086	(▲ 3.2%)
② 保険給付費	10,023,202	10,566,545	▲ 543,343	(▲ 5.1%)
③ 国保事業費納付金	2,852,085	2,723,325	128,760	(4.7%)
④ 共同事業拠出金	3	5	▲ 2	(▲ 40.0%)
⑤ 基金積立金	129	108	21	(19.4%)
⑥ 諸支出金	9,988	34,213	▲ 24,225	(▲ 70.8%)
⑦ 予備費	1,000	1,000	0	(0.0%)
計	<b>13,257,011</b>	13,707,886	<b>▲ 450,875</b>	(▲ 3.3%)

① 総務費

- ・一般管理費  
職員給与費減、システム改修費減により  
▲955万円（一般財源ベースで▲571万円）

- ・賦課徴収費  
印刷物単価・郵送単価増により+47万円  
（一般財源ベースで+3万円）

- ・保健事業費（別紙1）  
特定健診受診勧奨委託料の増等を見込む一方、保健事業推進事業費（保健指導事業）等の委託料の減  
▲301万円（一般財源ベースで▲696万円）

② 保険給付費

- ・一人当たり費用は増傾向を見込むが、被保険者数の減により、▲5億4,334万円（▲5.1%）

③ 国保事業費納付金

- ・1/16（月）に通知された確定係数にて計上

## (2) 歳入

(単位：千円)

**【歳入】**

科目	R5当初予算(A)	R4当初予算(B)	前年度比較(A) - (B)	
① 国民健康保険料	<b>1,671,354</b>	1,675,557	▲ 4,203	(▲ 0.3%)
② 国庫支出金	240	0	240	-
③ 道支出金	10,241,931	10,763,733	▲ 521,802	(▲ 4.8%)
④ 財産収入	129	108	21	(19.4%)
⑤ 繰入金	<b>1,338,347</b>	1,263,488	<b>74,859</b>	(5.9%)
⑥ 諸収入	5,010	5,000	10	(0.2%)
計	<b>13,257,011</b>	13,707,886	<b>▲ 450,875</b>	(▲ 3.3%)

① 国民健康保険料（別紙2）

- ・道の保険料統一（令和12年度）に向けて、賦課割合を変更  
※詳細は4頁

② 国庫支出金

- ・出産育児一時金1件につき5千円を国庫補助  
※令和5年度限り

③ 道支出金

- ・歳出の保険給付費と同額が道支出金（普通分）として交付されるため、連動して減少

⑤ 繰入金

- ・〔一般会計繰入金〕11億4,643万円

※左の表参照

- ・〔基金繰入金〕1億9,191万円

うち保険料激変緩和分として5,000万円  
（R4は5,000万円、R3は1億円）

→（繰入金のうち、一般会計繰入金の内訳）

(単位：千円)

区分	R5当初予算(A)	R4当初予算(B)	前年度比較(A) - (B)		
一般会計繰入金	保険基盤安定化分	507,600	473,400	34,200	(7.2%)
	保険者支援分	235,456	231,640	3,816	(1.6%)
	未就学児均等割軽減分	2,700	2,593	107	(4.1%)
	国保財政安定化支援分	183,281	189,451	▲ 6,170	(▲ 3.3%)
	出産育児一時金	16,000	15,400	600	(3.9%)
	事務費	201,400	207,606	▲ 6,206	(▲ 3.0%)
	計	1,146,437	1,120,090	<b>26,347</b>	(2.4%)
	うち一般財源	587,120	589,365	▲ 2,245	(▲ 0.4%)

# 保健事業について

## 1 特定健康診査等事業（抜粋）

### 【現状】

- ・小樽市の特定健診受診率は、R2年度より早期受診キャンペーンを開始、R3年度は自己負担無料化、**その他ナッジ理論を活用した通知書の発送、電話による受診勧奨等の実施により**年々上昇している。
- ・受診率は保険者努力支援制度(補助金)において受診率が評価され、場合によっては交付金の**増額**対象となる。
- ・医療機関通院中の人が多いため、医療上のデータを受領し健診受診とみなす「みなし健診」活用が効果的
- ・**健康寿命の延伸、医療費適正化、国保特会収支改善のため受診率向上は喫緊の課題**

＜小樽市特定健診の受診率＞

		小樽市	受診者に占めるみなし健診割合(再掲)	道平均	国平均
特定健診	R1年度	19.6%	10.6%	28.9%	38.0%
	R2年度	24.9%	9.6%	27.0%	33.7%
	R3年度	27.5%	8.8%	27.9%	—

### (1) 特定健診受診率向上事業

- ・＜継続＞10月までの早期受診者全員及び11月以降の受診者から毎月抽選で20名に1,000円分のQUOカードを進呈
- ・＜継続＞北海道及び北海道国保連合会のデータ受領(みなし健診)モデル事業にR4より参加  
**R4より健診の欠損項目追加検査を含んだ情報提供料設定**、医療機関からの健診結果の受理促進を図る
  - ※ 医療機関への委託料は特財措置あり(道交付金)、みなし健診結果受領及び入力作業は北海道国保連合会が実施
- ・＜拡大＞**受診率向上のため、未受診者への電話勧奨を委託。**
  - ※ 特財措置あり(ヘルスアップ補助金)

### (2) 特定保健指導業務

- ・＜継続＞**利用率向上のため、特定保健指導利用者に対し、健康グッズを贈呈。**
  - ※ 健康グッズ費用及び郵送料、計約50万円は特財措置あり(道交付金)
- ・＜拡大＞**利用率向上のため、ICTを活用した特定保健指導の委託実施。**
  - ※ 特別交付金(エ)関係

## 2 保健事業推進事業費（保健指導事業）（抜粋）

### (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

- ・＜縮小＞厚労省大規模実証事業はR4で終了のため、委託していた未受診者・中断者への電話勧奨をR5年度は自前で実施。

### (2) 生活習慣病重症化予防

### (3) 健康相談・訪問事業

※各事業の財源は、ヘルスアップ補助金（上限1,800万円）、道交付金（医療費適正化対策事業等）を活用

# 国民健康保険料

別紙2

## 【令和5年度保険料のポイント】

- ① 納付金の増
- ② 保険料賦課割合の見直し

### ① 納付金の増

道へ支払う納付金が大幅に増（道国保における医療費の増、交付金の減、後期高齢者支援金の増等による）

	総額 A (予算額)	総額 B (※調整後)	被保険者数 C (年度平均予測)	一人当たり納付金 B/C (円)
令和4年度納付金	2,723,325千円	2,723,325千円	22,114人	123,149円
令和5年度納付金	2,852,085千円	2,775,749千円	21,212人	130,857円
差額	+128,760千円	+52,424千円	▲ 902人	+7,708円

※納付金のうち基金対応分76,336千円を除く

### ② 保険料率賦課割合の見直し

		令和4年度		(参考) 令和3年度		標準保険料率 賦課割合	
応能割	(所得割)	45	(45)	47	(47)	36	(36)
	(均等割)	55	(32)	53	(31)	64	(37)
(平等割)	(23)		(22)		(27)		

・北海道国保運営方針により、令和12年度までに段階的に標準保険料率に近づける必要あり。  
(令和5年度→令和12年度の8年間で所得割を9ポイント下げ、均等割・平等割を引き上げる)



◎ 賦課割合は、

「45 : 32 : 23」→「43 : 33 : 24」に変更（所得割を2ポイント下げる）

※賦課割合については令和5年第1回定例会で条例改正予定

◎ 保険料引下げ及び激変緩和のため、5,000万円の基金を投入

基金投入せず納付金の増をそのまま保険料に反映させた場合、一人当たり保険料は+6,400円となるが、基金5,000万円投入により+3,900円となる。（R4当初予算比）

## 【その他の制度改正】 ※令和5年1定にて条例改正を予定

### (1) 賦課限度額の見直し

賦課限度額を令和5年度に後期分2万円引き上げる（法定賦課限度額と同額）

単位：万円

区分	国（法定賦課限度額）			小樽市国保		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
医療・後期・ 介護の合計	99 (±0)	102 (+3)	104 (+2)	99 (+3)	102 (+3)	104 (+2)

※( )内数字は前年度との比較

### (2) 軽減判定所得基準額の引き上げ

国保料軽減措置として所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減している（国民健康保険法施行令）

5割軽減：「43万円 + 28.5万円 × 世帯人数」

2割軽減：「43万円 + 52万円 × 世帯人数」



5割軽減：「43万円 + 29万円 × 世帯人数」

2割軽減：「43万円 + 53.5万円 × 世帯人数」

5割軽減と2割軽減の基準額は物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決める。

### (3) 出産育児一時金の引き上げ

1件当たり 42万円 → 50万円（※産科医療補償制度適用の場合）

令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で50万円に引き上げとなる。

出産育児一時金1件につき5,000円が国庫補助となる。（※令和5年度限り）

## 【参考】

### 【保険料率】

(単位：千円)

区分	5年度 当初予算	4年度 当初予算	増減	(参考) 4年度 確定賦課
医療分	所得割	10.3%	9.4%	0.9%
	均等割	24,360円	21,960円	2,400円
	平等割	25,800円	23,400円	2,400円
後期分	所得割	3.3%	3.1%	0.2%
	均等割	7,800円	7,080円	720円
	平等割	8,280円	7,440円	840円
介護分	所得割	2.6%	2.9%	▲ 0.3%
	均等割	7,320円	7,080円	240円
	平等割	6,000円	5,760円	240円

### 【保険料額（予算計上額）】

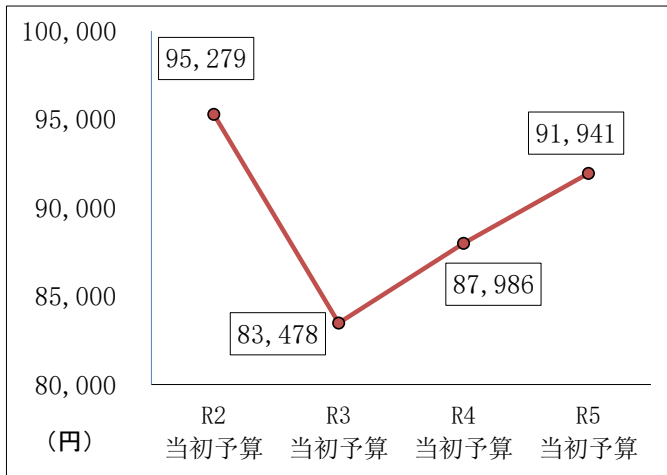
※一般分+退職分

(単位：千円)

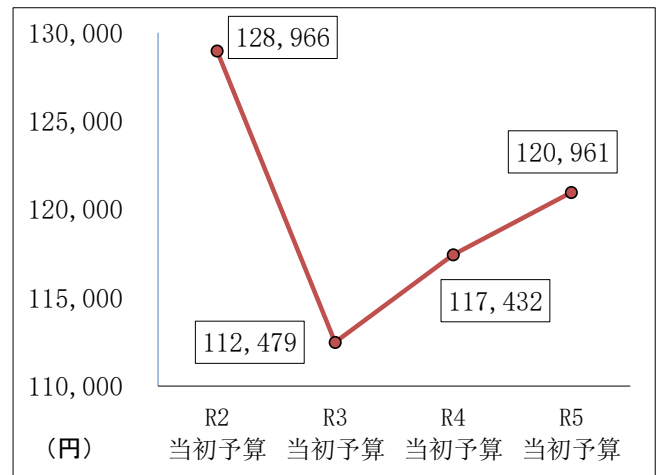
区分	5年度 当初予算	4年度 当初予算	増減	伸び率
医療分	現年分	1,151,100	1,145,800	5,300
	滞繰分	33,221	37,291	▲ 4,070
	小計	1,184,321	1,183,091	1,230
後期分	現年分	369,800	371,700	▲ 1,900
	滞繰分	10,915	12,434	▲ 1,519
	小計	380,715	384,134	▲ 3,419
介護分	現年分	101,600	102,400	▲ 800
	滞繰分	4,718	5,932	▲ 1,214
	小計	106,318	108,332	▲ 2,014
計	1,671,354	1,675,557	▲ 4,203	▲ 0.25%

### 【一人当たり保険料】

〔1人当たり保険料の比較（医療・後期・介護合計）〕



〔1世帯当たり保険料の比較（医療・後期・介護合計）〕



令和5年度予算 国民健康保険料の試算(年額保険料の目安)

①64歳以下の「年金収入」以外の給与収入がある場合

令和5年4月から令和6年3月の年額保険料の試算です。保険料は毎年6月に決定し、6月から翌年3月までの10回払いです。

- ※ この表は、世帯の中の一人だけに所得があるものと仮定して試算しています。また、世帯の構成などにより実際の保険料と異なる場合があります。
- ※ 所得が給与以外の方は、確定申告書等の所得金額を表の「所得」欄に当てはめて御覧ください。
- ※ 「医療費＋支援金分」の欄は39歳までの方の保険料を、「医療分＋支援金分＋介護分」の欄は40歳から64歳までの方の保険料を掲載しています。
- ※ 「医療分＋支援金分＋介護分」の欄は、「1人世帯」、「2人世帯」の場合は、世帯全員が40歳から64歳と仮定し、「3人世帯」、「4人世帯」の場合は、世帯に40歳～64歳の方が2名いるものと仮定して保険料を試算しています。

賦課割合43:33:24  
(基金50,000千円)

1人当たり保険料  
91,941円

金額単位:円

給 与	令和4年中 の 給与収入	令和4年中 の 所得	1人世帯				2人世帯				3人世帯				4人世帯							
			均・平 軽減 割合	医療分 ＋ 支援金分	対R4 確定 賦課	医療分＋支援金分 ＋介護分	対R4 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 ＋ 支援金分	対R4 確定 賦課	医療分＋支援金分 ＋介護分	対R4 確定 賦課	均・平 軽減 割合	医療分 ＋ 支援金分	対R4 確定 賦課	医療分＋支援金分 ＋介護分	対R4 確定 賦課					
	98万円以下	43万円	7割	19,860	1,900	23,850	2,040	7割	29,510	2,800	35,700	3,020	7割	39,160	3,710	45,350	3,930	7割	48,810	4,610	55,000	4,830
	100万円	45万円	5割	35,840	3,460	43,020	3,680	5割	51,920	4,960	62,760	5,300	5割	68,000	6,460	78,840	6,800	5割	84,080	7,960	94,920	8,300
	120万円	65万円	5割	63,040	6,260	75,420	6,280	5割	79,120	7,760	95,160	7,900	5割	95,200	9,260	111,240	9,400	5割	111,280	10,760	127,320	10,900
	140万円	85万円	2割	110,100	10,960	131,670	10,920	5割	106,320	10,560	127,560	10,500	5割	122,400	12,060	143,640	12,000	5割	138,480	13,560	159,720	13,500
	160万円	105万円	-	150,560	15,040	180,000	14,900	2割	163,030	16,160	195,660	16,120	5割	149,600	14,860	176,040	14,600	5割	165,680	16,360	192,120	16,100
	180万円	118万円	-	168,240	16,860	201,060	16,590	2割	180,710	17,980	216,720	17,810	5割	167,280	16,680	197,100	16,290	5割	183,360	18,180	213,180	17,790
	200万円	132万円	-	187,280	18,820	223,740	18,410	2割	199,750	19,940	239,400	19,630	2割	225,480	22,350	265,130	22,040	5割	202,400	20,140	235,860	19,610
	250万円	167万円	-	234,880	23,720	280,440	22,960	-	267,040	26,720	319,920	26,200	2割	273,080	27,250	321,830	26,590	2割	298,810	29,650	347,560	28,990
	300万円	202万円	-	282,480	28,620	337,140	27,510	-	314,640	31,620	376,620	30,750	2割	320,680	8,500	378,530	3,500	2割	346,410	34,550	404,260	33,540
	350万円	237万円	-	330,080	33,520	393,840	32,060	-	362,240	36,520	433,320	35,300	-	394,400	39,520	465,480	38,300	2割	394,010	39,450	460,960	38,090
	400万円	276万円	-	383,120	38,980	457,020	37,130	-	415,280	41,980	496,500	40,370	-	447,440	44,980	528,660	43,370	-	479,600	47,980	560,820	46,370
	450万円	316万円	-	437,520	44,580	521,820	42,330	-	469,680	47,580	561,300	45,570	-	501,840	50,580	593,460	48,570	-	534,000	53,580	625,620	51,570
	500万円	356万円	-	491,920	50,180	586,620	47,530	-	524,080	53,180	626,100	50,770	-	556,240	56,180	658,260	53,770	-	588,400	59,180	690,420	56,770
	550万円	396万円	-	546,320	55,780	651,420	52,730	-	578,480	58,780	690,900	55,970	-	610,640	61,780	723,060	58,970	-	642,800	64,780	755,220	61,970
	600万円	436万円	-	600,720	61,380	716,220	57,930	-	632,880	64,380	755,700	61,170	-	665,040	67,380	787,860	64,170	-	697,200	70,380	820,020	67,170
	650万円	476万円	-	655,120	66,980	781,020	63,130	-	687,280	69,980	820,500	66,370	-	719,440	72,980	852,660	69,370	-	751,600	75,980	884,820	72,370
	700万円	520万円	-	714,960	73,140	852,300	68,850	-	747,120	76,140	891,780	72,090	-	779,280	79,140	923,940	75,090	-	811,440	82,140	956,100	78,090

◎賦課限度額到達所得	給与収入	8,560,000	8,560,000	8,305,000	8,305,000	8,042,000	8,084,000	7,779,000	8,084,000
	所得	6,610,000	6,610,000	6,374,500	6,374,500	6,137,800	6,175,600	5,901,100	6,175,600

\* 令和5年度賦課限度額 : 医療分65万円、後期支援金分22万円、介護分17万円 (介護有り合計: 104万円 介護無し合計: 87万円)



小樽市国民健康保険事業運営基金の状況

	基金残高 (円)	説明
令和3年3月29日	443,762,561	<p>利息積立金 (元金 520,102,938円×0.002%×304/365日) + (元金32,344,657円×0.002%×170/365日) =8,663円+303円=8,966円 (積立)</p> <p>繰入金 (令和2年度当初予算計上) 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分 (H30道取崩分) ▲16,287,000円 退職分納付金精算分 ▲7,215,000円 保健事業拡大分 ▲5,500,000円 小計 ▲58,319,000円 A</p> <p>繰入金 (国保特会収支不足分: 令和2年5定) ▲50,375,000円 B</p> <p>繰入金 年度計 (A+B) ▲108,694,000円</p>
令和3年5月31日	443,764,092	<p>利息積立金 元金 443,762,561円×0.002%×63/365日 = 1,531円 (積立)</p>
令和3年10月20日	512,078,577	<p>新規積立金 (令和3年3定) 令和2年度繰越金等 68,314,485円 (積立)</p>
令和4年3月29日	358,738,518	<p>利息積立金 (元金 443,764,092円×0.002%×302/365日) + (元金68,314,485円×0.002%×160/365日) =7,343円+598円=7,941円 (積立) A</p> <p>繰入金 (令和3年度当初予算計上) 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分 (H30道取崩分) ▲16,075,000円 財政安定化基金積立分 (R1道取崩分) ▲15,433,000円 保健事業拡大分 ▲6,600,000円 保険料激変緩和分 ▲100,000,000円 小計 ▲167,425,000円 B</p> <p>新規積立金 (超過交付額返還金令和3年度→令和4年度のため振替: 令和3年5定) 26,713,000円 (積立) C</p> <p>繰入金 (国保特会収支不足分: 令和3年5定) ▲12,636,000円 D</p> <p>積立金 年度計 (A+C) 26,720,941円 ① 繰入金 年度計 (B+D) ▲180,061,000円 ② ▲153,340,059円 ①+②</p>
令和4年5月31日	358,739,756	<p>利息積立金 元金 358,738,518円×0.002%×63/365日 = 1,238円 (積立)</p>
令和4年10月20日	542,984,996	<p>新規積立金 (令和4年3定) 令和3年度繰越金等 184,245,240円 (積立)</p>
令和5年3月末	428,807,547	<p>利息積立金 (元金 358,739,756円×0.002%×302/365日) + (元金184,245,240円×0.002%×160/365日) =5,936円+1,615円=7,551円 (積立) A</p> <p>繰入金 (令和4年度当初予算計上) 超過交付額返還金充当分 (令和3年5定) ▲26,713,000円 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分 (H30道取崩分) ▲15,788,000円 財政安定化基金積立分 (R1道取崩分) ▲15,158,000円 保健事業拡大分 ▲6,422,000円 保険料激変緩和分 ▲50,000,000円 小計 ▲143,398,000円 B</p> <p>新規積立金 (R4国保特会収支剰余分: 令和4年5定) 29,213,000円 C</p> <p>積立金 年度計 (A+C) 29,220,551円 ① 繰入金 年度計 (B) ▲143,398,000円 ② ▲114,177,449円 ①+②</p>
【想定】 令和5年度末 (令和6年3月)	236,897,547	<p>繰入金 (令和5年度当初予算計上) 前期高齢者交付金等精算分 ▲29,317,000円 財政安定化基金積立分 (R1道取崩分) ▲14,992,000円 財政安定化基金積立分 (R3道取崩分) ▲11,826,000円 結核精神医療費多額分 (R3分) ▲76,336,000円 保健事業拡大分 ▲6,951,000円 超過交付額返還金充当分 (R3コロナ減免) ▲2,488,000円 保険料激変緩和分 ▲50,000,000円 計 ▲191,910,000円</p>
【想定】 令和6年度末 (令和7年3月)	229,397,547	<p>繰入金 (想定) 保健事業拡大分 ▲7,500,000円 計 ▲7,500,000円</p>
【想定】 令和7年度末 (令和8年3月)	221,897,547	<p>繰入金 (想定) 保健事業拡大分 ▲7,500,000円 計 ▲7,500,000円</p>

令和5年度当初予算 国保特別会計予算内訳（給付費＋事務費）

令和5年1月31日現在

(単位：千円)

区分	款	R5当初 予算 A	R4当初 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳出	1 総務費	370,604	382,690	▲ 12,086	▲ 3.16	職員給与費 174,536→ 168,930 (▲5,606) システム改修費 3,927→ 0 (▲3,927)
	2 保険給付費	10,023,202	10,566,545	▲ 543,343	▲ 5.14	一人当たり費用額 540,294円→541,882円 (+0.3%) (一般療養給付費) 被保険者 22,391人→21,212人 (▲5.3%)
	3 国保事業費納付金	2,852,085	2,723,325	128,760	4.73	医療分 2,051,584→2,179,431 (+127,847) 支援分 531,264→ 533,876 (+2,612) 介護分 140,477→ 138,778 (▲1,699)
	4 共同事業拠出金	3	5	▲ 2	▲ 40.00	
	5 基金積立金	129	108	21	19.44	利子
	6 諸支出金	9,988	34,213	▲ 24,225	▲ 70.81	償還金及び還付加算金 7,500 超過交付額返還金 (R3コロナ減免：特別交付金分2,488)
	7 予備費	1,000	1,000	0	0.00	
	<b>計</b>	<b>13,257,011</b>	<b>13,707,886</b>	<b>▲ 450,875</b>	<b>▲ 3.29</b>	

(単位：千円)

区分	款	R5当初 予算 A	R4当初 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳入	1 国民健康保険料	1,671,354	1,675,557	▲ 4,203	▲ 0.25	
	2 国庫支出金	240	0	240	—	出産育児一時金補助金
	3 道支出金	10,241,931	10,763,733	▲ 521,802	▲ 4.85	普通交付金 10,566,325→ 10,022,282 (▲544,043) 特別交付金 (努力支援分) 54,585→ 52,432 (▲2,153) (旧国調交) 65,220→ 76,717 (+11,497) (旧道調交) 67,309→ 74,087 (+6,778) (特定健診) 10,294→ 16,413 (+6,119)
	4 財産収入	129	108	21	19.44	
	5 繰入金	1,338,347	1,263,488	74,859	5.92	保険基盤 473,400→ 507,600 (+34,200) " (保険者支援) 231,640→ 235,456 (+3,816) 財政安定化支援事業分 189,451→ 183,281 (▲6,170) 出産育児一時金等 15,400→ 16,000 (+600) 事務費分 207,606→ 201,400 (▲6,206) 未就学児均等割軽減分 2,593→ 2,700 (+107) 小 計 1,120,090→ 1,146,437 (+26,347) ★基金繰入 超過交付額返還分 26,713→ 2,488 (▲24,225) 前期高齢者交付金等精算分 29,317→ 29,317 (±0) 財政安定化基金積立分 (H30分) 15,788→ 0 (▲15,788) 財政安定化基金積立金 (R1分) 15,158→ 14,992 (▲166) 財政安定化基金積立金 (R3分) 0→ 11,826 (+11,826) 結核精神医療費多額分 (R3分) 0→ 76,336 (+76,336) 保健事業費分 6,422→ 6,951 (+529) 保険料激変緩和分 50,000→ 50,000 (±0) 小 計 143,398→ 191,910 (+48,512)
	6 繰越金	0	0	0	0.00	
	7 諸収入	5,010	5,000	10	0.20	第三者納付金、返納金、滞納延滞金
	<b>計</b>	<b>13,257,011</b>	<b>13,707,886</b>	<b>▲ 450,875</b>	<b>▲ 3.29</b>	

## 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 改正要旨

健康保険法施行令の一部改正（令和5年2月1日公布、同年4月1日施行）に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、北海道国民健康保険運営方針（令和2年12月改定）にて令和12年度を目途として道内全市町村の保険料率の統一（標準保険料率）を目指すこととされているため、本市においても保険料率の算定の際に使用する保険料の賦課割合を標準保険料率賦課割合に近づけるもの

また、国民健康保険法施行令の一部改正（令和5年2月1日公布、同年4月1日施行）に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を法定限度額に合わせる改定を行うとともに、低所得者の保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるほか、所要の改正を行うもの

## 2 改正内容

## (1) 出産育児一時金の支給額の引上げ（第7条第1項）

健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金等の支給総額を42万円から50万円に引き上げるため、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げる。

## (2) 保険料の賦課割合の変更（第16条第1項、第16条の6の5第1項及び第16条の11第1項）

北海道国民健康保険運営方針（令和2年12月改定）では令和12年度を目途として全道統一的な保険料率（標準保険料率）を目指すこととされているが、本市の保険料賦課割合は、道から示される標準保険料率の賦課割合と比較し応能割に占める割合が高く、他市町村よりも高所得層及び中間所得層の保険料負担が大きくなっている。

高所得層及び中間所得層の負担を軽減させ、標準保険料率に近づけるため、一般被保険者に係る基礎賦課総額、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する保険料賦課割合を変更する。

	現行	改正後	標準保険料率賦課割合 （※目標値）
応能割(所得割)	45	43	36
応益割 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="text-align: center;">           均等割            +            平等割         </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">}</div> </div>	55 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;"> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">{</div> <div style="text-align: center; margin-right: 2px;">32</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">}</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">+</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">23</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-left: 2px;">}</div> </div>	57 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;"> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">{</div> <div style="text-align: center; margin-right: 2px;">33</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">}</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">+</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">24</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-left: 2px;">}</div> </div>	64 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 10px;"> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">{</div> <div style="text-align: center; margin-right: 2px;">37</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">}</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">+</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-right: 2px;">27</div> <div style="font-size: 1.5em; margin-left: 2px;">}</div> </div>

※ 令和12年度に向けて標準保険料率に段階的に近づけていく予定（3年度目／9年度）

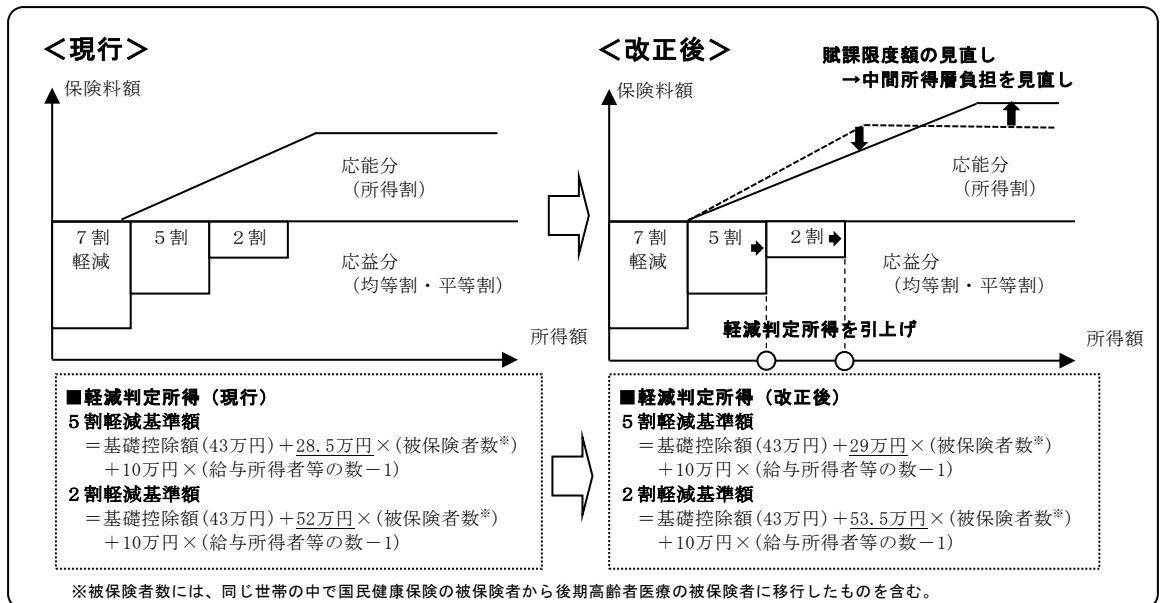
(3) 後期高齢者支援金等賦課限度額の改定（第16条の6の10）

国民健康保険法施行令において定められている法定限度額に合わせるため、後期高齢者支援金等分について20万円から22万円へ2万円の引上げを行う。

	改正前	改正後	5年度法定額
基礎分	65万円	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	20万円	<b>22万円</b>	22万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円

(4) 低所得者の国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ（第21条第1項第2号及び第3号）

低所得者の国民健康保険料の応益分（均等割・平等割）について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行う。



(5) 所要の改正（第18条第1項及び第27条の3第2項）

ア 普通徴収に係る保険料の納期については、毎月1日から末日までとしているが、6月の当初賦課の際には、納付通知書（これに準ずるものを含む。）による保険料の納付額の通知を1日に行うことができないため、納付通知書を送付した月の納期にあっては、当該納付通知書が送達された日から末日までとする。

イ 特例対象被保険者等に係る届出における提示書類として、雇用保険受給資格通知を用いることを可能とする。

3 施行期日

令和5年4月1日

## 小樽市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
最近改正 令和4年3月18日条例第10号	全部改正 昭和34年3月24日条例第10号
<p>(出産育児一時金)</p> <p><b>第7条</b> 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、<u>48万8,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p><b>第16条</b> 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の43</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の24</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p><b>第7条</b> 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、<u>40万8,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p><b>第16条</b> 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の32</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の23</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の24に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第4項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。）は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の11 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2・3 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第4項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の11 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係

る介護納付金賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の24に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

## 2・3 (略)

### (普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)

**第18条** 普通徴収に係る保険料は、6月から翌年の3月までの10期に分けて納付するものとし、各期の納期は、毎月1日(納付通知書(これに準ずるものを含む。))を送付した月にあつては、当該納付通知書が送達された日)から末日までとする。ただし、12月の納期限は、同月28日とする。

## 2・3 (略)

### (低所得者の保険料の減額)

**第21条** 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が第16条の6に規定する限度額を超える場合にあつては、同条に規定する限度額)とする。

- (1) (略)
- (2) 前号の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者(前号に該当する者を除く。)については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1号の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者

る介護納付金賦課総額の100分の32に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

## 2・3 (略)

### (普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)

**第18条** 普通徴収に係る保険料は、6月から翌年の3月までの10期に分けて納付するものとし、各期の納期は、毎月1日\_\_\_\_\_から末日までとする。ただし、12月の納期限は、同月28日とする。

## 2・3 (略)

### (低所得者の保険料の減額)

**第21条** 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が第16条の6に規定する限度額を超える場合にあつては、同条に規定する限度額)とする。

- (1) (略)
- (2) 前号の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者(前号に該当する者を除く。)については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1号の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者

務者（前2号に該当する者を除く。）については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2-5 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

**第27条の3** 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

務者（前2号に該当する者を除く。）については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2-5 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

**第27条の3** 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 \_\_\_\_\_ の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産する被保険者に係る出産育児一時金の支給額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給額については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、新条例（第18条第1項及び第27条の3第2項を除く。）の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。